

宇和島市【税金】**災害に関する市税の減免（8月13日更新）**

2018年8月13日（月）（愛媛新聞）

【宇和島市発表】（8月13日）

災害に関する市税の減免について

●市県民税

<減免の対象となる方>

- ・災害により所有する住宅や家財に半壊以上の損害が生じた世帯
- ・災害により亡くなられた、または障がいの認定を受けられた方
- ・災害に関連して本年中の所得が前年の10分の5以下となる見込で、納税が困難である方（前年中の所得が300万円以下の方に限ります。）

<減免の範囲>

平成30年度分の税額のうち平成30年7月5日以後の納期分

<減免の割合>

前年中の所得や損害の程度により、8分の1から10分の10の範囲内で決定します。

●固定資産税

<減免の対象となる固定資産>

- ・流失、水没、崩壊等の損害を受け、10分の2以上が使用不能または復旧不能となった土地
- ・10分の2以上の価値の減少を伴う損害（半壊以上の損害）が生じた家屋または償却資産

<減免の範囲>

平成30年度分の税額のうち平成30年7月5日以後の納期分

<減免の割合>

損害の程度により、10分の4から10分の10の範囲内で決定します。

<減免申請の受付>

特設窓口を開設し、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免申請と一緒に受付を行います。

<受付場所・窓口開設期間・受付時間>

吉田支所1階 8月20日～9月10日 午前8時30分～午後5時15分

本庁1階、三間支所、津島支所 8月16日～9月10日 午前8時30分～午後5時15分

※吉田支所及び本庁は、土曜日、日曜日でも受付を行います。

※窓口開設期間後も、引き続き本庁税務課及び各支所税務係で受付を行います。

<必要書類等>

- ・認印（スタンプ式のものは不可）
- ・窓口に来られる方の本人確認書類（免許証等）
- ・市・県民税及び固定資産税の納税通知書（お持ちでない場合は不要です。）
- ・罹災証明書（お持ちでない場合は不要です。）
- ・代理の方が来られる場合は、委任状

<問い合わせ先>

市県民税

税務課市民税係 電話番号：0895-24-1111（内線2522）

固定資産税

税務課土地係 電話番号：0895-24-1111（内線2529）

税務課家屋係 電話番号：0895-24-1111（内線2538）

宇和島市のホームページは[こちら](#)

キーワードで関連記事を検索できます

宇和島市（場所）

豪雨災害2018

災害・ライフライン

おすすめ記事

高速バス・列車の運行について（8月14日）（2018/8/14）

【宇和島市】豪雨被災者の度国民健康保険保険料の減免（8月13日更新）（2018/8/13）


宇和島市が車両通行止め情報を更新（2018/8/9）

高速バス・列車の運行について（8月9日）（2018/8/9）

高速バス・列車の運行について（8月10日）（2018/8/10）

<プレスリリース>

一覧

松山三越：松山三越 8月祭（2018/8/9）

松山全日空ホテル：桃園おすすめの一品料理（2018/8/9）